

金ヶ崎町告示第6号

金ヶ崎町財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年2月28日

金ヶ崎町長

# 金ヶ崎町規則第1号

## 金ヶ崎町財務規則の一部を改正する規則

金ヶ崎町財務規則（平成15年金ヶ崎町規則第21号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(予定価格の限度額)</p> <p>第122条 略</p> <p><u>(特定の随意契約に係る手続)</u></p> <p>第122条の2 契約担当者は、政令第167条の2第1項第3号又は第4号の規定に基づき<u>随意契約により物品等を調達しようとするときは、あらかじめ発注見通しを公表するものとする。</u></p> <p>2 契約担当者は、<u>前項の公表があった日から随意契約に係る見積書を徴する前までに調達しようとする物品等の種類、量等を、当該随意契約を締結した日以後に契約の相手方等を公表するものとする。</u></p> <p>(予定価格の決定)</p> <p>第122条の3 契約担当者は、随意契約により契約を締結しようとするときは、あらかじめ第117条の規定に準じて予定価格を定めなければならない。<u>ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、予定価格を記載した書面の作成を省略することができる。</u></p> <p><u>(1) 法令等により価格が定まっているもの及び法令の規定による許可又は認可により価格が定まっているものの購入その他の契約をするとき。</u></p> <p><u>(2) 新聞等の定期刊行物又は書籍を購入するとき。</u></p> <p><u>(3) 官公署と契約をするとき。</u></p> <p><u>(4) 緊急の必要により見積りが不可能なもの</u></p>	<p>(予定価格の限度額)</p> <p>第122条 略</p> <p>(予定価格の決定)</p> <p>第122条の2 契約担当者は、随意契約により契約を締結しようとするときは、あらかじめ第117条の規定に準じて予定価格を定めなければならない。</p>

<u>購入その他の契約をするとき。</u> <u>(5) 1件の予定価格が50万円を超えないとき。</u>	
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。